

議案第 7 号

瑞穂町公共物管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 3 月 2 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

公共物占用料を改定するため、条例を改正する必要があるので、
本案を提出する。

瑞穂町公共物管理条例の一部を改正する条例

瑞穂町公共物管理条例（平成 1 4 年条例第 1 3 号）の一部を次の
ように改正する。

別表中

「

第 1 種	1 平方メートル	1 年	3 6 0
第 2 種			1 4 4
第 3 種			3 0 0
第 4 種			3 6 0
第 5 種			1 4 4
第 6 種			4 1 4

」を

「

第1種	1 平方メートル	1 年	2 3 5
第2種			1 0 0
第3種			3 3 6
第4種			3 3 6
第5種			1 6 8
第6種			3 3 6

」

に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

瑞穂町公共物管理条例 新旧対照表

新				旧			
別表(第8条関係) 占用料				別表(第8条関係) 占用料			
略	略	略	略	略	略	略	略
第1種	1平方メートル	1年	235	第1種	1平方メートル	1年	360
第2種			100	第2種			144
第3種			336	第3種			300
第4種			336	第4種			360
第5種			168	第5種			144
第6種			336	第6種			414
備考 1から3 略				備考 1から3 略			
附 則 この条例は、平成27年4月1日から施行する。							